

令和5・6年度佐野市物品・役務等入札参加資格及び申請手続

令和5・6年度に佐野市が発注する物品の製造・販売及び役務の提供の入札に参加するための資格並びにその手続等について、次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（第167条の11第3項の規定により準用する場合を含む。）及び佐野市財務規則（平成17年佐野市規則第59号）第74条第1項（第89条の規定により準用する場合を含む。）の規定により公示します。

令和4年11月15日

佐野市長 金子 裕

1 令和5・6年度佐野市物品・役務等入札参加資格の前提要件

入札に参加するための要件は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定による一般競争入札又は指名競争入札の参加資格の欠格事項に該当しないこと。
- (2) 国税（消費税を含む。）及び地方税を完納していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していない者で、適正な競争を妨げる恐れがないもの。
- (4) 直前2年間の各営業年度中に業務実績があること。
- (5) 申請する業務に当たり法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格を有すること。

2 手続の方法

(1) 提出書類

別紙「令和5・6年度入札参加資格審査申請書提出要領（物品製造・販売及び役務の提供等）」に示す提出書類のとおり

(2) 受付方法、宛先、受付期間

①受付方法：郵送

※一般書留、簡易書留又は特定記録のいずれかにより郵送すること。

（期日必着）

②宛先：〒327-8501 佐野市高砂町1番地

佐野市役所 技術センター部 契約検査課 契約係

③受付期間

【定期申請】

《市内業者・準市内業者》

令和4年12月1日(木)から令和5年1月13日(金)まで

《市外業者》

令和4年12月15日(木)から令和5年1月13日(金)まで

【随時申請】

定期申請受付期間終了後、随時受付を行う。

3 入札参加資格の有効期間

【定期申請】

令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

【随時申請】

定期申請受付期間終了後から令和5年4月30日までに有効な申請をしたものは、令和5年5月1日から令和7年3月31日までとする。

令和5年5月1日以降に有効な申請をしたものは、申請月の翌月の1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、定期・随時いずれの申請においても、市内及び準市内業者については、次の書類を令和5年度の定められた期間に佐野市長に提出することを要件とし、提出しない場合の有効期間は、令和6年3月31日までとする。

<提出書類>

直前1年間の市税の納税証明書 1部

4 入札参加資格の決定

物品の製造・販売及び役務の提供業者における入札参加資格の決定は、生産額又は販売額、経営規模、経営状況、営業年数、その他添付書類に基づき決定をする。